

令和 7 年第 1 回 秩父別町議会定例会会議録 目次

令和 7 年 3 月 1 1 日 (火)

日程	議案番号	議 件 名	頁
1		会議録署名議員の指名	1
2		会期の決定	1
3		諸般の報告	1
4		行政報告	2
5		所管事務調査の報告（広報公聴常任委員会）	7
6	議案第 2 号	令和 6 年度秩父別町一般会計補正予算（第 11 号）について	8
7	議案第 3 号	令和 6 年度秩父別町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について	12
8	議案第 4 号	令和 6 年度秩父別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について	13
9	議案第 5 号	令和 6 年度秩父別町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について	14
10	議案第 6 号	令和 6 年度秩父別町農業集落排水事業会計補正予算（第 2 号）について	15
11	議案第 7 号	令和 6 年度秩父別町簡易水道事業会計補正予算（第 2 号）について	15
12		令和 7 年度秩父別町行政執行方針	別掲
13		令和 7 年度秩父別町教育行政執行方針	別掲
14		一般質問	17
15	議案第 8 号	秩父別町奨学資金条例の設定について	21
16	議案第 9 号	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の設定について	26
17	議案第 10 号	育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の設定について	27
18	議案第 11 号	秩父別町表彰条例の一部を改正する条例の設定について	27
19	議案第 12 号	秩父別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の設定について	28
20	議案第 13 号	秩父別町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の設定について	28
21	議案第 14 号	秩父別町国民健康保険条例の一部を改正する条例の設定について	29
22	議案第 15 号	町道路線の廃止及び認定について	30
23	議案第 16 号	令和 7 年度秩父別町一般会計予算について	32
24	議案第 17 号	令和 7 年度秩父別町国民健康保険事業特別会計予算について	32
25	議案第 18 号	令和 7 年度秩父別町後期高齢者医療特別会計予算について	32
26	議案第 19 号	令和 7 年度秩父別町介護保険特別会計予算について	32

27	議案第20号	令和7年度秩父別町農業集落排水事業会計予算について	32
28	議案第21号	令和7年度秩父別町簡易水道事業会計予算について	32

令和7年第1回秩父別町議会定例会会議録

開催年月日 令和7年3月11日（火曜日）

開催場所 秩父別町議会議場

開催時刻 午前9時30分

出席議員（9名）

9番	大野	敬	君	8番	藤岡	浩文	君
1番	松永	徹	君	2番	金子	利生	君
3番	眞島	秀樹	君	4番	岡崎	稔	君
5番	中西	伴浩	君	6番	寺迫	公裕	君
7番	早川	正剛	君				

欠席議員（なし）

出席説明員

町長	澁谷	信人	君	副町長	竹内	剛	君
教育長	早川	聡	君	総務課長	中野	慎司	君
建設課長	宮武	幸充	君	会計管理者	内山	潔	君
産業課長	笹木	雄介	君	住民課長	塩地	勇夫	君
企画課長	北垣	慎二	君	教育次長	大山	達美	君
農委事務局長	宮本	幹夫	君	農委会長	吉田	光博	君
代表監査委員	藤岡	和正	君				

欠席説明員（なし）

出席職員

事務局長

書記

成瀬義弘君

北俊紀君

議事日程及び議件

別紙議案のとおり

会議録署名議員

5番

中西伴浩君

6番

寺迫公裕君

議 事 の 経 過

(開会宣言)

議 長（大野君）

ただ今から、令和7年第1回秩父別町議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

(日程第1 会議録署名議員の指名)

議 長（大野君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、5番 中西伴浩議員、6番 寺迫公裕議員を指名します。

(日程第2 会期の決定)

議 長（大野君）

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から3月13日までの3日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

ご異議ないものと認めます。

よって会期は、本日から3月13日までの3日間に決定いたしました。

(日程第3 諸般の報告)

議 長（大野君）

日程第3、諸般の報告を事務局長にさせます。

事務局長（成瀬君）

諸般の報告をいたします。今期定例会に町長から付議されました事件は、議案第2号から第23号までの22件でございます。次に意見案が1件ございます。

また、議長からの付議事件として、所管事務調査の申し出について、議

員の派遣についてがございます。

なお、教育委員会教育長から、秩父別町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告書、監査委員からは、指定管理者並びに指定管理施設の監査結果及び2月から3月までに実施いたしました例月出納検査の結果が提出されております。

写しをお手元に配付しておりますので朗読を省略いたします。

以上でございます。

議 長（大野君）

次に、私からの報告ですが、お手元に配付のとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。

（日程第4 行政報告）

議 長（大野君）

日程第4、町長から行政報告があります。 町長。

町 長（澁谷君）

本日、令和7年第1回町議会定例会を招集いたしましたところ、融雪期を迎え、営農の春作業が始まる中、さらに年度末で何かとお忙しい中、全議員のご出席をいただきまして、誠に有難うございます。

昨年12月11日の第4回町議会定例会以後の行政執行の主要な事項についてご報告申し上げます。

始めに、職員の動静について申し上げます。

この3月31日をもちまして、建設課の宮武課長が退職し、同じく建設課の結城主査が61歳の定年を迎えるとともに、社会福祉協議会に派遣している中島主幹、総務課の宇野主事が退職いたします。

宮武課長は、昭和62年3月に道都大学社会福祉学部を卒業後、民間企業での勤務を経て、昭和63年4月に役場に奉職され、消防職を皮切りに今日まで多くの部署で活躍され、37年間の永きにわたり勤務をいただきました。

平成25年に建設課主幹として管理職に登用されて以来、農業委員会事務局長、会計管理者・出納室長、建設課長の要職を歴任され、本町の振興発

展に大きなご尽力を賜りました。

本年3月末で60歳の役職定年を区切りとしての申し出でありまして、本人の希望でありますので止む無く退職を承認した次第であります。

宮武課長は、明朗闊達なお人柄で、職員の先頭に立って、堅実かつ適切な事務対応に努めてこられました。

現制度の定年62歳まで2年を残しての退職ではありますが、引き続き本町でお住まいになるとのことでありますので、宮武さんの今後のご健康とご多幸をお祈りさせていただく次第であります。

次に結城主査は、昭和61年に北海道工業大学工学部を卒業後、北海道土地改良事業団体連合会での勤務を経て、平成5年4月に本町の土木技師として奉職されました。

以来、建設課の土木技術職として活躍され、平成24年に建設課主幹として管理職に登用された後、令和2年4月から建設課技術長として、道路・河川の土木行政をはじめ、上下水道事業全般にわたり適正な維持・管理にご尽力をいただきました。

昨年4月からは、役職定年制度に伴い、建設課土木・上下水道係主査として勤務をいただいております、この4月からは職員の暫定再任用制度により引き続き勤務いただくこととしております。

次に中島主幹は、平成11年3月に東北学院大学法学部を卒業後、平成12年4月に役場に奉職されました。

以来、産業課、教育委員会、企画課、住民課の多くの部署で活躍され、令和4年に総務課主幹として管理職に登用された後、令和5年4月から社会福祉協議会事務局主幹として、町保育事業の円滑な運営にご尽力いただきました。

この度一身上の都合により退職されるとのことであり、突然の申し出で大変驚きましたが、本人の意志が固く止む無く退職を承認したところでございます。

真面目な性格で、堅実かつ適切な事務対応に心がけてこられた方であり、中島さんの今後のご活躍とご多幸をお祈りさせていただく次第であります。

次に宇野主事は、平成28年3月に札幌国際情報高等学校を卒業後、専門学校を経て、平成29年4月に役場に奉職され、住民課と総務課で勤務をい

ただきました。

明朗闊達なお人柄で、来庁者にも優しく丁寧に接し、意欲的に職務に精励されていただけに残念であります、ご結婚での退職とのことですので、今後のご多幸をお祈りさせていただくところであります。

次に、昨年から北海道空知総合振興局に派遣しておりました源主事が1年間の派遣期間を終えて戻ってまいります。

源主事には、派遣期間中に培われた経験や人脈を活かして、今後大いに活躍されますよう期待をいたしているところでございます。

次に寄附の採納について申し上げます。

1月29日、社会福祉法人幸鐘会理事長の米坂京子様が役場にお越しになり、これまで町にお世話になったお礼にと300万円の浄財のご寄附をいただきました。

米坂様からは過去にも2度のご寄附を賜っておりまして、度重なるご厚意に重ねて感謝とお礼を申し上げる次第であります。

有難く採納させていただき、今後の町政に有効に活用させていただきます。

米坂様のご健康とご多幸をお祈り申し上げますところでございます。

次に、歯科診療所における盗難被害について、ご報告申し上げます。

2月9日午前7時20分頃、町立歯科診療所において盗難被害が発生いたしました。

当日、株式会社セコムの子会社セコムシステムのセンサーが作動し異常を検知し、同社の社員が現場に駆けつけ、院長室の勝手口ドアのガラスが割られ開錠されていたため、深川警察署に通報したものであります。

その後現場を確認いたしましたところ、診療所内を物色した形跡があり、受付に設置しておりましたレジスター1台の盗難とコンセント1箇所の損壊が確認されました。

現金につきましては、診療終了後に役場の出納室に納めておりますので、被害はありませんでした。

町といたしましては、警察署に被害届を提出し、破損した窓ガラスをアルミ製に替えるとともに、コンセントについても修繕を依頼したところであります。

さらに、治療機材の消毒を行い診療に向けた準備をし、11日からは従前

同様に治療を続け、診療所を利用される方への影響はなかったものと思っております。

なお、破損したドアやコンセントは火災保険の適用になっておりますことから、後日、保険会社に請求を行ってまいります。

最後に、ＪＲ留萌本線廃線後の代替交通についてご報告申し上げます。

ＪＲ留萌本線廃線後の代替交通につきましては、深川市・沼田町と共同歩調をとり、特に高校生の通学に支障をきたさないことを最重点として、ＪＲ北海道と幾度となく協議を重ねてまいりました。

また、ときには、国や北海道にもお力添えをいただきながら、この度一定の方向性がみえたことから、ご報告させていただきます。

まず、日中につきましては、当面、現在のダイヤと変わらず、空知中央バスが深川・沼田間を平日は 10 便、土日や祝祭日は 6 便を運行し、旭川・留萌間を道北バスと沿岸バスが平日、土日・祝祭日ともに 10 便の運行を予定しております。

また、主に高校生の通学のために、平日は朝 6 時過ぎから 8 時頃までの深川行き 3 便と沼田行き 1 便、夕方の 6 時過ぎから 9 時過ぎまでの沼田行き 3 便と深川行き 2 便を確保し、土日や祝祭日につきましては、早朝の深川行き 2 便と沼田行き 1 便、夕方過ぎからは深川行き・沼田行きとも 2 便を、道北バスと明日萌観光によって運行していただくことで合意をみたところであります。

これまで、バスの運行ダイヤを確保することを第一に考え、協議をしてまいりましたことから、乗車料金の収受や定期券の運用、さらにはＪＲとの差額等の詳細につきましては、今後の協議に委ねることとなりますけれども、これも近いうちにお知らせできるものと考えております。

いずれにいたしましても、ＪＲ北海道や沿線自治体 1 市 2 町のおかれている状況を鑑みながらも、住民の皆さん方の利便性を第一に考え、協議に臨んでまいる所存であります。

以上申し上げます、私からの行政報告とさせていただきます。

議 長（大野君）

次に、教育長から行政報告があります。 教育長。

教 育 長（早川君）

教育行政報告として始めに、3月1日現在における令和7年度4月からの児童生徒数、小中学校の学級編制状況についてご報告申し上げます。

小学校につきましては、普通学級の在籍予定児童数は1年生が11名、2年生が11名、3年生が11名、4年生16名、5年生が18名、6年生が19名となります。

また、特別支援学級は知的、情緒、言語の4名、3学級になりますので、全学級数は9学級編制となり、全校児童数は今年度と比較して14名減の86名となります。

教職員数ですが、今年度と同様に校長・教頭・一般教諭合わせまして13名、養護教諭と事務職員が2名の計15名となる予定であります。

一方、中学校ですが、普通学級の在籍予定生徒数は1年生が20名、2年生が8名、3年生が21名となります。

また、特別支援学級は、知的学級と情緒学級の生徒6名、2学級になりますので、全学級数は5学級編成となり、全校生徒数は今年度と比較し12名増の49名となります。

最後に、教職員数ですが、今年度と同様に、校長・教頭・一般教諭合わせて12名、養護教諭と事務職員が2名の計14名が配置される予定であります。

次に、令和6年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果について申し上げます。

本調査は、全国の小・中学校が児童生徒の体力・運動能力や運動習慣、生活習慣などを把握・分析することにより、学校における体育・健康等に関する指導の改善に役立てることを目的に実施しているものでございます。

昨年の5月から7月にかけて、小学5年生と中学2年生を対象として、50メートル走、立ち幅跳び、ソフトボール投げなど8種目の実技調査と質問紙調査を行いました。

本町の状況ですが、全ての実技種目の成績を合計した体力合計点で比較しますと、小学校男子は全国平均を1.1ポイント上回りましたが、女子は2.4ポイント下回る結果となりました。

中学校男子は全国平均を2.5ポイント、女子は0.1ポイント上回る結果

となりました。

また、種目別では、小学校男子では8種目中、ソフトボール投げと反復横跳び、20メートルシャトルランなどの5種目で全国平均を上回りました。女子は長座体前屈と立ち幅跳び、握力の3種目で全国平均を上回る結果となりました。

中学校では、男子は8種目中握力と50メートル走、反復横跳びなどの6種目で全国平均を上回り、女子は50メートル走と反復横とび、立ち幅跳びの3種目で全国平均を上回りました。

また、質問紙調査のうち「体育の授業は楽しいですか」という問いに対する回答では、「楽しい」と「やや楽しい」を合わせると、小学校の男子が100%、女子が75%となっており、中学校の男子が100%、女子が54.6%という回答結果でありました。

全国平均と比較しますと、小学校男子は5.3ポイント上回り、小学校女子は15ポイント下回りました。中学校男子は8.3ポイント上回り、中学校女子は29.2ポイント下回る結果となりました。

小・中学校では、子どもたちの体力・運動能力向上のため、組織的な授業改善や望ましい生活習慣の確立など粘り強く取り組みを進めていただいているところではありますが、引き続き、こうした取り組みの充実を図ることが必要であると考えております。

教育委員会といたしましては、今回の結果を踏まえ、これからの義務教育学校への移行を見据え、これまでの取り組みの更なる改善・充実を図り、本町の子ども達が、運動やスポーツを通じて体力・運動能力を高め、生涯にわたって幸福で豊かな生活を実現するための基礎を培うことができるよう、学校、家庭、地域、行政が一体となった効果的な取り組みを推進してまいります。

学校関係者や保護者の方々はもとより、広く町民の皆様のご理解とご支援を賜りますようよろしくお願い申し上げます、令和6年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の報告といたします。

議 長（大野君）

以上で行政報告を終わります。

(日程第5 所管事務調査の報告)

議 長 (大野君)

日程第5、所管事務調査の報告をします。眞島広報公聴常任委員会委員長の報告を求めます。

委 員 長 (眞島君)

別紙により報告

議 長 (大野君)

ただ今の報告に対して、何かご意見はございませんか。

(ありませんの声)

ご意見がないようですので、所管事務調査の報告は報告済みといたします。

(日程第6 議案第2号「令和6年度秩父別町一般会計補正予算(第11号)について」)

議 長 (大野君)

日程第6、議案第2号「令和6年度秩父別町一般会計補正予算(第11号)について」を議題といたします。

本件に対しまして、提案者の説明を求めます。 総務課長。

総務課長 (中野君)

別紙議案により説明

議 長 (大野君)

これより、議案第2号に対しての質疑に入ります。質疑はございませんか。 金子議員。

2 番 (金子君)

16ページなのですが、社会福祉総務費の住民税非課税等世帯給付金ですか、これもし間違っていたら謝りますけれども、半額になっているのですが、これ申請者が少なかったということ、それともその前に何か事業があったのでしたっけ。

議 長（大野君）
住民課長。

住民課長（塩地君）

この住民税の非課税世帯の給付金ですけれども、転入者の分も当初、転入された方の分を当初予定をしております。

この方ですけれども、税情報がうちになかったものですから、前住所地に税情報を確認してですね、支給をするような形になります。

ということで、転入者の税情報を確認して、非課税じゃなかった方が23世帯いらっしゃいました。

それで、その分を減をしたという形となっています。

議 長（大野君）
金子議員。

2 番（金子君）

確認なのですけれども、そうしたら、最初は転入者の人も全部カウントしていたということによろしいですか。

議 長（大野君）
住民課長。

住民課長（塩地君）
そうです。

2 番（金子君）
分かりました。

議 長（大野君）
よろしいですか。

2 番（金子君）

はい。

議 長（大野君）

他に質疑はございませんか。 寺迫議員。

6 番（寺迫君）

20 ページ、学習支援員なのですが、小学校・中学校ともに大幅に減になっていますが、この理由をちょっとお聞かせ願えますか。

議 長（大野君）

教育次長。

教育次長（大山君）

まず小学校の学習支援員ですが、学習支援員現在1名やっただいていますが、当初予算では月額予算を組んでおりましたが、実際来ていただいている方はパートタイムということで、それで金額に差が出ておるところでございます。

中学校につきましては、先程総務課長からも説明がありましたが、当初予算では月額予算をみておりましたが、なかなか教える資格を持っている方の工面ができなかったということで、採用の実績がありませんので、全額減額補正ということでございます。

以上でございます。

議 長（大野君）

寺迫議員。

6 番（寺迫君）

学習支援員が見つからなかったという理由で減額になったということで、理解してよろしいのでしょうか。

議 長（大野君）

教育次長。

教育次長（大山君）

中学校費につきましては、そうでございます。

議 長（大野君）

寺迫議員。

6 番（寺迫君）

この制度大変評判がいいのですけれども、今後も続けていくというような形では考えておられるのでしょうか。

議 長（大野君）

教育次長。

教育次長（大山君）

教える資格を持った、子ども達にとって有益な方というのは、引き続き探していきたいと考えているところでございます。

6 番（寺迫君）

分かりました。

議 長（大野君）

よろしいですか。他に質疑はございませんか。 岡崎議員。

4 番（岡崎君）

債務負担行為についてお伺いいたしたいと思います。

老人福祉施設の経営改善対策に係る事業9千万、7年から9年までの間で9千万という形で今提案いただいたわけでございますけれども、確かこれ敬園の経営改善でないかなというふうに私は理解しているのですけれども、3年間で9千万、3千万ずつ3年間なのか、あるいは年度毎にですね、実績をみた形で補助していくのかというような形をちょっとお伺いし

たいと思います。

議 長（大野君）
住民課長。

住民課長（塩地君）

こちらの方ですけれども、前年度の決算を収入から支出を差し引きして
です、限度額として3千万円までの補助を行うというものでございま
す。

3年間で限度で合計9千万というような形となっています。

議 長（大野君）
よろしいですか。

4 番（岡崎君）
はい。

議 長（大野君）
他に質疑はございませんか。

（ありませんの声）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論はございませんか。

（ありませんの声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りいたします。議案第2号は、原案どおり決定することにご異議あ
りませんか。

（異議なしの声）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案どおり可決いたしました。

**（日程第7 議案第3号「令和6年度秩父別町国民健康保険事業特別会計補正予算
（第3号）について」**

議 長（大野君）

日程第7、議案第3号「令和6年度秩父別町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について」を議題といたします。

本件に対しまして、提案者の説明を求めます。 住民課長。

住民課長（塩地君）

別紙議案により説明

議 長（大野君）

これより、議案第3号に対しての質疑に入ります。質疑はございませんか。

（ありませんの声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論はございませんか。

（ありませんの声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りいたします。議案第3号は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案どおり可決いたしました。

（日程第8 議案第4号「令和6年度秩父別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について」）

議 長（大野君）

日程第8、議案第4号「令和6年度秩父別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について」を議題といたします。

本件に対しまして、提案者の説明を求めます。 住民課長。

住民課長（塩地君）

別紙議案により説明

議 長（大野君）

これより、議案第4号に対しての質疑を行います。質疑はございませんか。

（ありませんの声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論はございませんか。

（ありませんの声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りいたします。議案第4号は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号は、原案どおり可決いたしました。

（日程第9 議案第5号「令和6年度秩父別町介護保険特別会計補正予算（第3号）について」）

議 長（大野君）

日程第9、議案第5号「令和6年度秩父別町介護保険特別会計補正予算（第3号）について」を議題といたします。

本件に対しまして、提案者の説明を求めます。 住民課長。

住民課長（塩地君）

別紙議案により説明

議 長（大野君）

これより、議案第5号に対しての質疑に入ります。質疑はございませんか。

（ありませんの声）

質疑なしと認めます。これにて、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論はございませんか。

（ありませんの声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りいたします。議案第5号は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号は、原案どおり可決いたしました。

(日程第10 議案第6号「令和6年度秩父別町農業集落排水事業会計補正予算(第2号)について」)

議 長 (大野君)

日程第10、議案第6号「令和6年度秩父別町農業集落排水事業会計補正予算(第2号)について」を議題といたします。

本件に対しまして、提案者の説明を求めます。 建設課長。

建設課長 (宮武君)

別紙議案により説明

議 長 (大野君)

これより、議案第6号に対しての質疑に入ります。質疑はございませんか。

(ありませんの声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論はございませんか。

(ありませんの声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りいたします。議案第6号は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号は、原案どおり可決いたしました。

(日程第11 議案第7号「令和6年度秩父別町簡易水道事業会計補正予算(第2号)について」)

議 長（大野君）

日程第 11、議案第 7 号「令和 6 年度秩父別町簡易水道事業会計補正予算（第 2 号）について」を議題といたします。

本件に対しまして、提案者の説明を求めます。 建設課長。

建設課長（宮武君）

別紙議案により説明

議 長（大野君）

これより、議案第 7 号に対しての質疑に入ります。質疑はございませんか。

（ありませんの声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論はございませんか。

（ありませんの声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りいたします。議案第 7 号は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 7 号は、原案どおり可決いたしました。

午前 10 時 45 分まで休憩といたします。

休 憩 午前 10 時 31 分

再 開 午前 10 時 45 分

再開をいたします。

（日程第 12 令和 7 年度秩父別町行政執行方針）

議 長（大野君）

日程第 12、町長から令和 7 年度秩父別町行政執行方針を伺います。
町長。

町 長（澁谷君）

別紙「令和 7 年度秩父別町行政執行方針」により朗読

（日程第 13 令和 7 年度秩父別町教育行政執行方針）

議 長（大野君）

日程第 13、教育長から令和 7 年度秩父別町教育行政執行方針を伺います。
教育長。

教育長。

教 育 長（早川君）

別紙「令和 7 年度秩父別町教育行政執行方針」により朗読

（日程第 14 一般質問）

議 長（大野君）

日程第 14、一般質問を行います。8 番 藤岡議員の発言を許します。
藤岡議員。

8 番（藤岡君）

議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。
健康増進にスマホ歩数計アプリの活用をということで町長にお願いをしたいと思います。

1964 年の東京オリンピック以降、健康志向の高まりから歩け歩け運動が推奨され始めて以来、車社会として発展した現代において、足腰の健康を維持することは、健康寿命を延ばすために必要なことです。

町としても、種々のスポーツイベントなどを実施して町民の健康増進に向けた取り組みを進めています。

また、住民健診など病気を未然に防ぐ取り組みでも商工会と連携して、スタンプ会が発行するカードへのポイント付与を行うなど、受診率の向上と健康維持、更には、今流行のポイント活動、ポイ活にもつながる有意義

な事業であると思います。

この事業をもう一步進める取り組みとして、スマートフォンの歩数計アプリを使った健康増進ポイ活事業を提案したいと思います。

スマホの普及は、目覚ましいものがあります。NTTドコモモバイル社会研究所の調査によりますと、2010年頃から徐々に普及し始め、2024年には96.8%に達し、60代で9割を超え、70代でも8割を超えていると報告されています。

町内における普及率のデータはわかりませんが、かなり普及していることは間違いないと思います。

これだけ普及が進んでいるスマホを町民の健康増進に役立てない手はないと考えています。

そこで、本町の健康寿命の向上を目指し、歩数計アプリをインストールしてもらい、歩いた歩数に応じてポイントを付与し、町内での買い物などに使えるようにすることで、ウォーキングを始めるきっかけを提供するとともに、商工振興の一助にもなると考える次第です。

健康増進のための手法は様々ありますが、ウォーキングは特別な道具や設備を必要とせず、誰でも手軽に始められる運動です。さらに、スマホを持っている町民であれば老若男女問わずポイント付与の対象となりますので、公平性が保たれますし、町民こぞってウォーキング運動に取り組むことで、ポイントが貯まる楽しさに加え、生活習慣病と医療費の抑制にもつながると考えます。

この健康増進ポイ活事業の実現に向けて、町長はどのようなお考えをされるかお伺いいたします。

議 長（大野君）

町長。

町 長（澁谷君）

藤岡議員のご質問にお答えいたしますが、町では長年にわたりまして、町民の健康増進を目的として、健康づくり教室や各種スポーツ教室の開催、高齢者向けのまるごと元気運動教室など、様々な取り組みを進めてまいりました。

特にウォーキングにつきましては、平成10年度から7年間にわたり健康ウォーキング教室を開催したことなどが追い風となりまして、誰もが簡単にできる運動として認知され、現在では多くの町民の方が健康づくりのためにウォーキングに取り組んでおられます。

さらに近年は健康ポイント事業を実施し、各種健診事業や介護予防事業などの参加に対しまして、秩父別町スタンプ会のポイントを付与することで、健康づくりに対する意識の高揚を図っているところでもございます。

議員ご指摘のように、現在は、子どもから大人まで多くの方がスマートフォンを所有しておりまして、それを活用するためのアプリも民間事業者から数多く提供され、様々な場面で手軽に利用することができる状況にあります。

現在提供されている歩数計アプリの中には、利用者のモチベーションを維持するために、歩数に応じて買い物などに利用できるポイントが付与される機能を備えたものも存在します。

さらに、札幌市などにおきましては、全国でいくつかの自治体では、民間企業とタイアップいたしまして、独自にポイント付与機能などを備える健康増進用のアプリを開発している、そして運用している自治体があると聞いているところでございます。

しかし、歩数計に表示される数値であります、健康のためのウォーキングに限らずですね、仕事で歩く方、特に仕事で歩く歩数の多い方は数値が大きくなりますし、日常生活での歩数でもカウントされるものでありまして、健康づくりのポイントとして、それを付与するのは如何なものかと考えるところでございます。

加えまして、現在使用しているスタンプ会のポイントにつきましては、電子化されていないために、歩数計のアプリと連動してポイントを付与することができない状況にあります。

仮に、現時点です、健康増進ポイ活事業を実施したとしても、歩数の確認作業が必要でありまして、ポイントを付与するためにその都度、役場に足を運んでいただかなきゃいけないとかですね、利用される方に大変なご負担をおかけすることになるというふうに考えているところでございます。

また、札幌市のように独自にアプリを開発して、ポイントを付与するた

めにはですね、その開発費用、そして運用に多額の費用を要し、本町の規模の自治体では難しいかなというふうに考えているところでございます。

しかし、健康増進のためには運動機会の提供と、継続的な運動習慣の定着を支援していくことは重要でありまして、議員のご指摘のとおり、歩数計のアプリの活用は有効なツールであると考えておりますことから、スタンプ会の機器更新の際にですね、費用面も含めて検討をもう一度してまいりたいと思っております。

これからも、町民の健康寿命の延伸に貢献できるような様々なご意見に耳を傾けながら、事業に取り組んでまいりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます、お答えとさせていただきます。

議 長（大野君）
藤岡議員。

8 番（藤岡君）

有難うございます。前向きに検討していただけるというような答弁だったというふうに思います。

私も若干ネットで調べたりなんかして、どの程度の自治体に取り組んでいるのかなというのをちょっと調べさせていただきましたけれども、結構全国でいろんな自治体に取り組まれているという状況でございます。

近くでは、北広島も早くから取り組んでいるというようなことを伺っておりましたけれども、北広島の事例では、特に65歳以上の高齢者を対象にポイントを付与しているというようなことでございますけれども、私の言いたいのはもう、全世代がポイントを付与する対象になることがやっぱり一番いいのじゃないかなというふうに考えておりますし、現状のアプリではなかなか、町長も言われましたけれども、ポイント会との連携も難しいというのも十分分かります。

でも、やはりウォーキング、防災の関係でもそうですけれども、自助・共助というのがありますけれども、健康づくりもやっぱり自分が進んでこうやっていかないと、いつまでも行政に頼るってことにはならないのだよというふうに思っておりますので、どうかですね、そういう習慣をつけていただくような流れを今後どうつくっていくかというのが重要なポイント

になるのかなというふうに思います。

やはり秩父別に合った、ポイント付与というのができるような流れをつくっていただきたいというふうに思っております。

そんなことも思っておりますので、どうか先進事例も十分参考にさせていただいてですね、秩父別に合ったポイント、ポイント会との連携がとれるような形になれば一番いいのかなというふうに思いますし、現状ポイントが付与されています住民健診ですとか、いろんな運動についての、老人クラブの健康相談とかでもポイントがいただけるのですけれども、うまくこう連携できる、私も素人ですので、どういうふうに連携できるのかっていうのはちょっと想像できませんけれども、その辺の先進事例を検討させていただいてですね、前向きな取り組みが実現できれば有難いなと思っておりますので、よろしく申し上げます。

有難うございます。

議 長（大野君）

以上で、藤岡議員の質問を終わります。

午後 1 時 00 分まで休憩といたします。

休 憩 午前 11 時 47 分

再 開 午後 0 時 59 分

再開をいたします。

（日程第 15 議案第 8 号「秩父別町奨学資金条例の設定について」）

議 長（大野君）

日程第 15、議案第 8 号「秩父別町奨学資金条例の設定について」を議題といたします。

本件に対して、提案者の説明を求めます。 教育次長。

教育次長（大山君）

別紙議案により説明

議 長（大野君）

これより、議案第8号に対しての質疑に入ります。質疑はございませんか。岡崎議員。

4 番（岡崎君）

この第1条にですね、この条例は、経済的理由により就学困難な者に対してというふうに書かれてございますけれども、具体的にこれは年収がいくらとかっていうようなある程度を目安って言いましょうか、そういう基準というのはお考えなのでしょうか、お伺いいたします。

議 長（大野君）

教育次長。

教育次長（大山君）

経済的な理由によりということですが、その家庭それぞれで所得の多い、少ないにかかわらず、色々な事情があるかと思しますので、明確に所得がいくらとかそういった基準は求めておりません。

申請の時に記述によりまして、こういう事情で困窮しているというような状況を書いていただくことを考えております。

以上です。

議 長（大野君）

よろしいですか。

4 番（岡崎君）

はい。

議 長（大野君）

他に質疑はありませんか。藤岡議員。

8 番（藤岡君）

2 ページのですね、第 10 条の（3）、5 年間居住した場合半額という表記なのですが、例えば学校を卒業して、社会人で何年か就職されて、それから帰ってくるというケースも想定されるのですが、その場合はどうなるような考え方なのですか。

議 長（大野君）

教育次長。

教育次長（大山君）

細かい内容については規則で定めておりますが、当然学校を卒業してすぐに戻ってくる方もおられれば、他の地域でさらに勉学、もしくは就職してその後に町に戻ってこられる方もおられると思いますが、一応この 5 年間秩父別町内に居住した時の半額・全額の免除につきましては、償還が終わっていない部分、未償還の部分につきましては、半額の免除、全額の免除ということを考えておりますので、9 条の方で 6 ヶ月以降 10 年間にわたって返還していくこととなっておりますので、すでに返還していただいた分については、この免除の対象とはしていないところです。

以上です。

議 長（大野君）

よろしいですか。

8 番（藤岡君）

はい。

議 長（大野君）

他に質疑はありませんか。 眞島議員。

3 番（眞島君）

ただ今の藤岡議員のものとも関連するのですけれども、この 10 条（3）ですね、5 年間秩父別に在住すればいいというあれなのですけれども、例

えば帰ってきて5年間何もしないで、ただ仕事に就かないでっていうそういうような状態はどのような対応になるのでしょうか。

議 長（大野君）
教育次長。

教育次長（大山君）

この条例の中に記述はございませんが、規則で定めておりまして、仕事をする・しないにかかわらず、秩父別町内に在住した場合は、5年間半額返済が免除されます。

それに加えて、町内に在住し町内に就労した場合は、全額免除ということを考えております。

以上です。

議 長（大野君）
いいですか。

3 番（眞島君）
はい。

議 長（大野君）
他に質疑は。 金子議員。

2 番（金子君）
条例の制定有難うございます。

1つだけ確認なのですけれども、条例だけ見ると書いていないと思うのですけれども、保証人は必要ない。

議 長（大野君）
教育次長。

教育次長（大山君）

保証人につきましては、規則の方でまた別に定めておりますが、奨学生本人と保護者と、あと町内・町外問わないのですけれども、保証人を1名つけて、この9条にちょっと説明ではお話しませんでした、1行目に貸与された奨学資金の金額を記載した借用証書を提出することとなっておりますが、今度返還をする際には、保証人さんの情報・印鑑等をいただいで申請していただくような形を考えております。

2 番（金子君）
分かりました。

議 長（大野君）
他に。 寺迫議員。

6 番（寺迫君）
第6条なのですが、奨学資金運営委員会は何名ぐらいで、どのような方法で決める予定でございますか。

議 長（大野君）
教育次長。

教育次長（大山君）

この奨学資金運営委員会ですが、メンバーにつきましては、役場の庁内といえますか、各課長を想定しております。

総務課長、企画課長、住民課長、産業課長、建設課長、教育次長というほどのメンバーで想定しております。

以上です。

議 長（大野君）
よろしいですか。

6 番（寺迫君）
はい。

議 長（大野君）

他に質疑はございませんか。

（なしの声）

ないようですので、これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論はございませんか。

（ありませんの声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りいたします。議案第8号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第8号は原案どおり可決いたしました。

（日程第16 議案第9号「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の設定について」）

議 長（大野君）

日程第16、議案第9号「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の設定について」を議題といたします。

本件に対して、提案者の説明を求めます。 総務課長。

総務課長（中野君）

別紙議案により説明

議 長（大野君）

これより、議案第9号に対しての質疑に入ります。質疑はございませんか。

（ありませんの声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論はございませんか。

（ありませんの声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りいたします。議案第9号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第9号は原案どおり可決いたしました。

(日程第17 議案第10号「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の設定について」)

議長 (大野君)

日程第17、議案第10号「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の設定について」を議題といたします。

本件に対して、提案者の説明を求めます。 総務課長。

総務課長 (中野君)

別紙議案により説明

議長 (大野君)

これより、議案第10号に対しての質疑に入ります。質疑はございませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論はございませんか。

(ありませんの声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りいたします。議案第10号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第10号は原案どおり可決いたしました。

(日程第18 議案第11号「秩父別町表彰条例の一部を改正する条例の設定について」)

議長 (大野君)

日程第18、議案第11号「秩父別町表彰条例の一部を改正する条例の設定について」を議題といたします。

本件に対して、提案者の説明を求めます。 総務課長。

総務課長 (中野君)

別紙議案により説明

議長 (大野君)

これより、議案第11号に対しての質疑に入ります。質疑はございませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論はございませんか。

(ありませんの声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りいたします。議案第11号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第11号は原案どおり可決いたしました。

(日程第19 議案第12号「秩父別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の設定について」、

日程第20 議案第13号「秩父別町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の設定について」)

議長 (大野君)

日程第19、議案第12号「秩父別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の設定について」

日程第 20、議案第 13 号「秩父別町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の設定について」の 2 件を一括議題といたします。

本件に対して、提案者の説明を求めます。 住民課長。

住民課長（塩地君）

別紙議案により説明

議長（大野君）

これより、議案第 12 号、議案第 13 号に対しての質疑に入ります。質疑はございませんか。

（ありませんの声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論はございませんか。

（ありませんの声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りいたします。議案第 12 号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 12 号は原案どおり可決いたしました。

お諮りいたします。議案第 13 号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 13 号は原案どおり可決いたしました。

（日程第 21 議案第 14 号「秩父別町国民健康保険条例の一部を改正する条例の設定について」）

議長（大野君）

日程第 21、議案第 14 号「秩父別町国民健康保険条例の一部を改正する条例の設定について」を議題といたします。

本件に対して、提案者の説明を求めます。 住民課長。

住民課長（塩地君）

別紙議案により説明

議長（大野君）

これより、議案第 14 号に対しての質疑に入ります。質疑はございませんか。

（なしの声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論はございませんか。

（ありませんの声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りいたします。議案第 14 号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 14 号は原案どおり可決いたしました。

（日程第 22 議案第 15 号「町道路線の廃止及び認定について」）

議長（大野君）

日程第 22、議案第 15 号「町道路線の廃止及び認定について」を議題といたします。

本件に対して、提案者の説明を求めます。 建設課長。

建設課長（宮武君）

別紙議案により説明

議長（大野君）

これより、議案第 15 号に対しての質疑に入ります。質疑はございませんか。 岡崎議員。

4 番（岡崎君）

これはいつからこういうふうになるということですか。

議 長（大野君）

建設課長。

建設課長（宮武君）

外構工事がもうすぐ始まりますので、これが決定を受けましたら、認定
させていただきます、町道とします。

議 長（大野君）

岡崎議員。

4 番（岡崎君）

今可決されれば、今からということですか。

議 長（大野君）

建設課長。

建設課長（宮武君）

はい、そのような予定をしております。

議 長（大野君）

よろしいですか。

4 番（岡崎君）

はい。

議 長（大野君）

他に質疑はありませんか。

（なしの声）

ないようですので、これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論はございませんか。

(ありませんの声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りいたします。議案第 15 号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 15 号は原案どおり可決いたしました。

**(日程第 23 議案第 16 号「令和7年度秩父別町一般会計予算について」、
日程第 24 議案第 17 号「令和7年度秩父別町国民健康保険事業特別会計予算について」、
日程第 25 議案第 18 号「令和7年度秩父別町後期高齢者医療特別会計予算について」、
日程第 26 議案第 19 号「令和7年度秩父別町介護保険特別会計予算について」、
日程第 27 議案第 20 号「令和7年度秩父別町農業集落排水事業会計予算について」、
日程第 28 議案第 21 号「令和7年度秩父別町簡易水道事業会計予算について」)**

議 長 (大野君)

日程第 23、議案第 16 号「令和 7 年度秩父別町一般会計予算について」、
日程第 24、議案第 17 号「令和 7 年度秩父別町国民健康保険事業特別会計予算について」、

日程第 25、議案第 18 号「令和 7 年度秩父別町後期高齢者医療特別会計予算について」、

日程第 26、議案第 19 号「令和 7 年度秩父別町介護保険特別会計予算について」、

日程第 27、議案第 20 号「令和 7 年度秩父別町農業集落排水事業会計予算について」、

日程第 28、議案第 21 号「令和 7 年度秩父別町簡易水道事業会計予算について」、

以上 6 件を一括議題といたします。

各会計の概要について、説明を求めます。最初に一般会計予算について説明をお願いします。 総務課長。

総務課長（中野君）

別紙議案により説明

議長（大野君）

次に、国民健康保険事業特別会計予算について説明願います。 住民課長。

住民課長（塩地君）

別紙議案により説明

議長（大野君）

次に、後期高齢者医療特別会計予算について説明願います。 住民課長。

住民課長（塩地君）

別紙議案により説明

議長（大野君）

次に、介護保険特別会計予算について説明願います。 住民課長。

住民課長（塩地君）

別紙議案により説明

議長（大野君）

次に、農業集落排水事業会計予算について説明願います。 建設課長。

建設課長（宮武君）

別紙議案により説明

議長（大野君）

次に、簡易水道事業会計予算について説明願います。 建設課長。

建設課長（宮武君）

別紙議案により説明

議長（大野君）

以上で、各会計予算についての概要説明を終わります。

お諮りいたします。議案第 16 号から議案第 21 号までの 6 件の議案審議にあたっては、全議員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに審査を付託することにいたしたいと存じます。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

ご異議なしと認めます。

よって、本件につきましては、全議員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに審査を付託することに決定いたしました。

（延会宣言）

議長（大野君）

お諮りいたします。本日の会議はこの程度に留め、延会といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会することに決定いたしました。

明日、3月12日午後4時30分から本会議を再開いたしますので、定刻までにご参集願います。ご苦労様でした。

延 会 午後 1 時 42 分